

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程中総長が別に定める額等について新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(第7条の4第3項別表関係)</p> <p>第3 } (略)</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) 別表1の表第5号区分の項第2号及び別表2の表第5号区分の項第<u>2</u>号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の20であったもの。</p> <p>(3) 別表1の表第7号区分の項第2号及び別表2の表第7号区分の項第<u>2</u>号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の15であったもの。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 別表1の表第10号区分の項第3号及び別表2の表第10号区分の項第<u>3</u>号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の5であったもの。</p> <p>(7) 別表1の表第10号区分の項第5号及び別表2の表第10号区分の項第<u>5</u>号に規定する総長が認めるもの 2級相当以上の級であった期間が合わせて360月を超えていたもの</p>	<p>(第7条の4第3項別表関係)</p> <p>第3 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 別表1の表第5号区分の項第2号及び別表2の表第5号区分の項第<u>3</u>号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の20であったもの。</p> <p>(3) 別表1の表第7号区分の項第2号及び別表2の表第7号区分の項第<u>3</u>号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の15であったもの。</p> <p>(4) ~ (5) (同 左)</p> <p>(6) 別表1の表第10号区分の項第3号及び別表2の表第10号区分の項第<u>4</u>号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の5であったもの。</p> <p>(7) 別表1の表第10号区分の項第5号及び別表2の表第10号区分の項第<u>6</u>号に規定する総長が認めるもの 2級相当以上の級であった期間が合わせて360月を超えていたもの</p> <p>附 則 (令和6年9月総長裁定)</p> <p>この取扱いは、令和6年9月25日から実施し、平成22年4月1日から適用する。</p>